

学生の学会等発表参加経費補助要項（神戸高専後援会）

令和元年7月1日 制定

令和3年3月31日一部改正

1. 補助の対象

学会等に参加し、研究成果を発表する機会を与えられた学生とする。

2. 補助の内容

- ①参加費 学生1名当たり5,000円を上限としてその実費とする。
- ②交通費 自宅最寄り駅から学会開催地までの往路(片道)の実費（通学定期券を使用した区間を除く）。また、学生割引が適用できる場合はその適用額とする。なお、経路は神戸市旅費支給基準による。飛行機の場合は実費、領収書が必要。
- ③宿泊費 学会の開催地が遠隔地で宿泊が必要な場合1泊を限度に8,000円以内とする。なお、宿泊費には夕食費・朝食費を含めるものとする。
- ④昼食費 昼食費は支給の対象外とする。

3. 補助限度額

学生1名あたり1年につき24,000円を限度とする。

4. 補助の要件

- ①学 会 ア. 社団法人等公的に認知されたものであること。
イ. 本校教員が会員であること。
- ②参加する大会、研究会等。
本校教員が参加する大会、研究会等であること。
- ③その他 補助の内容①から③までのそれぞれについて、他の経費より一部又は全部の補助がある場合には、その項目については補助しない。

5. 申請方法

- ①学会発表後1か月以内に、所定の申請書の太枠内を記入押印し必要書類を裏面に貼付、指導教官印をもらい事務室後援会に提出すること。
- ②学会等発表参加経費補助申請書はホームページ（在校生の方）証明書・手続き各種からダウンロード又は事務室前。

6. 添付書類

学会開催要項、学会で発表したことがわかるものプログラム等、参加費・宿泊費・飛行機代の領収書原本が必要（コピー不可）。インターネットで支払った場合でも支払った金額がわかるものを添付すること。

7. 支 給

- ①申請日の翌週の木曜日に事務室にて現金支給とし、支給日より2週間以内に受領すること。
- ②受領の際は印鑑を持参し、学生証を提示すること。

【問い合わせ・提出先】

担当 事務室 児島